

障害者虐待に関する構造分析 —A園の障害者虐待事件をもとに—

○ 山口県立大学 増田公香 (2284)

キーワード3つ：障害者虐待 社会福祉専門職 アウトリーチ

1. 研究目的

日本においては2011年に障害者虐待防止法が制定された。しかしながらその後も障害者虐待の事件が後を絶たない。

2015年5月A園の障害者虐待事件を受けB県の障害者福祉協会がC人権倫理委員会を発足した。C人権倫理委員会は障害者虐待防止を目的としA園の障害者虐待事件の詳細な把握を行うため、職員・保護者・利用者・行政機関へのインタビュー調査を行った。筆者はC人権倫理委員会の外部委員として調査に参加した。本発表では、このインタビュー調査をもとにA園の障害者虐待事件の構造分析を行い、そのうえで今後求められる方策について検討することをその目的とする。

2. 研究の視点および方法

(1) 研究の視点

C人権倫理委員会を発足した。C人権倫理委員会は障害者虐待防止を目的としA園の障害者虐待事件の詳細な把握を行うため、職員・保護者・利用者・行政機関へのインタビュー調査を行った。本研究は、インタビュー調査で得られた情報をもとにA園の障害者虐待の発生要因等を構造的に分析する。

(2) 研究方法

1) 調査方法

調査方法としては、対象者に個別にインタビュー調査を行った。C人権倫理委員会のメンバーが2名と対象者1名という方法で実施した。

2) 対象者

対象者は、A園の職員全員、保護者、利用者、及び行政機関に対して調査を行った。

3) 調査実施時期

調査実施時期は、2015年8月～2016年3月とした。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮に関しては、インタビュー対象者には全員から調査の承諾書を得て行った。また日本社会福祉学会の倫理綱領に基づいて調査を行った。なお本発表に際してC人権倫理委員会の承諾を得ている。

4. 研究結果

本調査研究から得られた結果は次のとおりである。

(1) 対象者

職員 24 名（うち 2 名は退職者）、利用者 4 名、保護者 13 名、D 市行政機関

(2) 調査結果内容

- 1) 支援の状況：グループごとに支援者が 1 名対応し各個室に分かれて作業を行っていた。固定のグループで 2～3 年位グループを変わることはなかった。
- 2) 有資格者の皆無：全職員のうち社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士等社会福祉関連の有資格者は皆無だった。
- 3) 労働環境：週 6 日勤務で支援を提供している。
- 4) その他：A 園は就労継続 B 型ではなく生活介護として位置付けていた。

5. 考察

A 園の障害者虐待事件の発生要因として次の点が考えられる。

1) 密室性・閉鎖性

密室性・閉鎖性に関しては 2 側面から考えられる。まず物理的側面から各部屋が独立しておりまた事件当時は部屋のガラスがすりガラスであったため部屋の状況が外部から把握しにくい状況であった。次に外部者（例：ボランティア等）の出入りが全くなかったという点が挙げられる。

2) 専門性の欠如

支援員の中に有資格者が皆無であったため、支援に対する専門性の欠如が生じていた。よって虐待行為に対する認識が極めて低かったという点が挙げられる。

3) 行政機関の対応

虐待に対する通報があったにもかかわらず、行政側の対応が遅かった点が挙げられる。さらに実際の支援内容と事業所の法的位置づけが不適切であるとする。

4) 組織体制

職員の意見等が反映されやす風通しのよい組織体制・ガバナンスが必要である。

5) 労働環境

労働環境に関しては、労働時間はもとより所得を含めた上での労働環境の整備が喫緊の課題であるといえる。

A 園の障害者虐待をもとに今後に向けての方策として以下の点を挙げる。

第一に、早期発見早期介入に向けての行政側の対応である。通報を受けた後行政側は緊急に対応する必要があると考える。第二に、アウトリーチによる介入の必要性である。つまり児童分野で展開されている乳幼児家庭全戸訪問事業のように外部者のアウトリーチにより密室性・閉鎖性を打破するための支援が必要であるとする。第三に、有資格者の割合を高める必要性である。社会福祉関連資格は名称独占である為 A 園のような状況が生じたといえる。支援に対する専門性の確保を維持するには、支援者の有資格者の割合を一定以上に位置付ける必要があると考える。